

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、職員が仕事と子育てを両立しながら能力を十分に発揮する為の環境整備を行い、仕事と生活の調和された『ワークライフバランス』を推進し、働きやすい環境づくりを目指す。職員の生活を充実させると同時に、当院と社会にとって優秀な人材の確保に努めるために次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

2025年4月1日～2030年3月31日

### 2. 計画の見直し

行動計画は、期間中における人事制度の改正、規定の変更に応じて弾力的に変更できるものとする。

### 3. 課題

- ①有給休暇の取得率が低い。
- ②役職を有する女性職員の割合が51%と高い水準を維持している反面、子育てをしている女性職員に負担がかかっており、仕事と家庭の両立支援が必要。
- ③所定外労働時間の削減、内容改善のための措置の実施。

### 4. 行動計画に掲げる目標及び対策について

- ①年次有給休暇の取得しやすい、職場環境を構築していく。  
→所属長が有給休暇の取得状況について把握しやすい環境整備を行う。
- ②子育てを行う者が働き続けていく上で、悩みや心配事について相談し易い環境を整える。  
→子育てを行う職員のための、相談窓口を設置する。
- ③所定外労働の原因究明をし、職員や部署に対するヒアリング等を行い、業務分担の再確認と見直し、システムの改善の可能性を検討・導入することにより、人的資源の適正配置や生産性向上を図る。  
→所定外労働の定量分析、所定外労働の偏在する職員や部署に対するヒアリング等を行い、所定外労働の原因究明をし、合理化を進める。

### 5. 男性職員の育児休業に係る支援制度の周知、取得促進。

2024年度の取得率は60%であったが、今期は70%以上になるように取り組んでいく。